

# 定 款

株式会社ダブルエー

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当社は、株式会社ダブルエーと称し、英文では WA, I n c. と表示する。

### 第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 履物の輸入、製造、卸および販売
- (2) 婦人服の輸入、製造、卸および販売
- (3) 日用雑貨品の輸入、製造、卸および販売
- (4) 前各号に附帯関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

### 第4条（機関）

当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第5条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

### 第7条（自己の株式の取得）

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる。

#### 第8条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

#### 第9条（単元未満株式についての権利）

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- (1) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- (2) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

#### 第11条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

#### 第12条（招集）

当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

#### 第14条（招集権者および議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議

長となる。

2. 代表取締役が事故があるときは、取締役会においてあらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第 15 条（電子提供措置等）

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 16 条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 17 条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役および取締役会

#### 第 18 条（員 数）

当社の取締役は、7 名以内とする。

#### 第 19 条（選任方法）

1. 取締役は、株主総会の決議において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第20条（任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第21条（代表取締役および役付取締役）

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### 第22条（取締役会の招集権者および議長）

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
2. 代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第24条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決定する。

#### 第25条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第 27 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第 28 条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### 第 29 条（員 数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

### 第 30 条（選任方法）

1. 監査役は、株主総会の決議において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第 31 条（任 期）

1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。

### 第 32 条（補欠監査役）

1. 当会社は、会社法 3 2 9 条第 3 項の規定により、法令または本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第 3 0 条第 2 項の規定を準用する。
3. 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

### 第 33 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第 34 条（監査役会の招集通知）

1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### 第 35 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### 第 36 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第 37 条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

### 第 38 条（選任方法）

1. 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。
2. 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第 39 条（任 期）

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当

該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第40条（会計監査人の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

#### 第41条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。

#### 第42条（剰余金の配当の基準日）

1. 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第43条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として中間配当をすることができる。

#### 第44条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 前項の金銭には利息を付けない。

(附 則)

1. 現行定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 15 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

<改訂履歴台帳>

改訂 番号	制定・改訂年月日	制定・改訂内容
0	2007年7月17日	・制定
1	2009年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第13条 定時株主総会の議決権の基準日の変更</li> <li>・第33条 事業年度の変更</li> <li>・第34条 期末配当の基準日の変更</li> </ul>
2	2016年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第13条 定時株主総会の議決権の基準日の変更</li> <li>・第33条 事業年度の変更</li> <li>・第34条 期末配当の基準日の変更</li> </ul>
3	2017年8月25日	・第6条 発行可能株式の総数の変更
4	2017年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第12条 株主総会の招集方法に関する条項（第2項）を追加</li> <li>・第13条 基準日に関する定めを全部を変更</li> <li>・第21条 役付取締役の人数に関する第2項の変更</li> <li>・第33条 監査役規程に関する条文の追加（以降の条番号を1ずつ繰り下げ）</li> <li>・その他 語句の追加および修正</li> </ul>
5	2017年12月14日	・第28条 監査役の人数を変更
6	2019年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条 目的の文言を一部変更</li> <li>・第4条 機関に監査役会と会計監査人を追加</li> <li>・第5条 公告の方法を電子公告方法に変更</li> <li>・第6条 発行可能株式の総数の条文名と発行可能株式総数を変更</li> <li>・第8条 株券の不発行を廃止</li> <li>・第8条 単元株式数を新設</li> <li>・第9条 株式の譲渡制限を廃止</li> <li>・第9条 単元未満株式についての権利を新設</li> <li>・第10条 株式の売渡請求を廃止</li> <li>・第10条 株式名簿管理人を新設</li> <li>・第12条 招集の文言を一部変更</li> <li>・第13条 基準日に関する定めを全部を変更</li> <li>・第14条 招集権者および議長の文言を一部変更</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 15 条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の文言を一部変更</li> <li>・第 16 条 決議の方法の文言を一部変更</li> <li>・第 17 条 議決権の代理行使の文言を一部変更</li> <li>・第 18 条 取締役の員数の条文名を変更</li> <li>・第 19 条 取締役の選任方法の条文名及び文言を一部変更</li> <li>・第 20 条 取締役の任期の条文名及び文言を一部変更</li> <li>・第 21 条 代表取締役および役付取締役の文言を一部変更</li> <li>・第 22 条 取締役会の招集通知の条番号を第 23 条に変更</li> <li>・第 23 条 取締役会の招集権者および議長の条番号を第 22 条に変更</li> <li>・第 24 条 取締役会の決議を新設（以降、第 28 条から第 30 条まで番号を 1 ずつ繰り下げ）</li> <li>・第 24 条 取締役会の決議の省略の文言を一部変更</li> <li>・第 25 条 報酬等の文言の一部変更及び条番号を第 27 条に変更</li> <li>・第 26 条 取締役の責任免除の文言の一部変更及び条番号を 28 条に変更</li> <li>・第 27 条 取締役会規程の条番号を第 26 条に変更</li> <li>・第 5 章 監査役を変更</li> <li>・第 28 条 監査役の員数の条文名を変更</li> <li>・第 29 条 監査役の選任方法の条文名及び文言を変更</li> <li>・第 30 条 監査役の任期の条文名及び文言を変更</li> <li>・第 31 条 報酬等の条番号を第 36 条に変更</li> <li>・第 32 条 監査役の責任免除の文言の一部変更及び条番号を第 37 条に変更</li> <li>・第 33 条 監査役会規程の条番号を第 35 条に変更</li> <li>・第 32 条 補欠監査役を新設</li> <li>・第 33 条 常勤の監査役を新設</li> <li>・第 34 条 事業年度の条番号を第 41 条に変更</li> <li>・第 34 条 監査役会の招集通知を新設</li> <li>・第 35 条 期末配当の基準日の条文名及び文言の一部</li> </ul>
--	--

		<p>変更ならびに条番号を第 42 条に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 36 条 配当財産の除斥期間等の条文名の変更及び条番号を第 44 条に変更</li> <li>・ 第 6 章 会計監査人を新設 (以降の章番号を 1 繰り下げ)</li> <li>・ 第 38 条 選任方法を新設</li> <li>・ 第 39 条 任期を新設</li> <li>・ 第 40 条 会計監査人の責任免除を新設</li> <li>・ 第 43 条 中間配当を新設</li> </ul>
7	2022 年 4 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 15 条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供を削除</li> <li>・ 第 15 条 電子提供措置等を新設</li> <li>・ 附則の新設</li> </ul>